

第3章 自然と人とが共生する環境の保全と創造

第1節 自然環境に関する現況

愛媛県の自然環境の特徴は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富んでいることと、そのことが豊かな動物相を育んでいることである。

また、海岸線は1,633kmあり全国第5位である。東・中予の瀬戸内海は遠浅の砂浜海岸が部分的に残っており、佐田岬半島以南はリアス式海岸で黒潮の影響を受けている。そのため海産動物も多様性に富み、特に分布の北限に近いサンゴ群集はきわめて貴重なものと考えられている。

1 動植物の現況

(1) 植 物

本県の自然環境を植生上からみると、高山性のシコクイチゲ、キバナノコマノツメ、ミヤマダイコンソウ等から、熱帯性のビロウ、コササキビ、アコウ等まで種類は非常に豊富で、シダ植物、種子植物は、亜・変・品種を含めて約3,500種が自生しており、これらは環境の諸条件に適応して、各種の植生をつくっている。

県下の特徴的な植生分布は、丘陵地に広範囲に分布する常緑果樹園、アカマツ林、海岸地域及び島しょ地域のクロマツ、南部海岸のウバメガシなどであるが、マツ林はマツ枯れの進行により、広くコナラなどの落葉広葉樹林、シイ・カシ照葉樹林に変わってきている。

山地部の多くは、スギ・ヒノキの植林で占められているが、南部、中部にコナラ群落とシイ・カシ萌芽林が多く見られる。石鎚山の標高1,700m以上の高所にはシラベ群落、ダケカンバ群落なども見られる。

(2) 動 物

哺乳類

ニホンザル、ニホンジカは県内山地に局所的に生息している。ニホンザルは、山麓にも出現することがあり、近年、南予地方において農作物への被害が出ている。ニホンジカは高縄半島、鬼ヶ城山系に多く生息しており、樹木や農作物への被害が増加の傾向にある。

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンカワウソは生息に関する情報が非常に少なく、県内での絶滅が危惧されている。ニホンカワウソは、四国西南部が日本での最後の生息地として知られている。昭和39年に本県の県獣として指定、また昭和40年には国の特別天然記念物に指定されたが、昭和51年以降、本県での生息は確認されていない。しかし、宇和海沿岸の良好な自然環境の残っている一部の地域には、生息している可能性もある。本種は、県のレッドデータブックで絶滅危惧類、国のレッドデータブックでも絶滅危惧 A類に指定されている。

イノシシ、テン、ムササビは、低山から1,000m以上の山地まで全県下に広く生息している。近年、イノシシによる農作物への被害が増加している。



ニホンカワウソ 撮影者：大高成元
出典：愛媛県レッドデータブック

キツネは、個体数は少ないものの県内各地に広く分布している。タヌキは、個体数も多く県内全域で生息が確認されている。アナグマは東予では少ないと、中予や南予では低山にも生息している。

ホンドイタチは、東予・中予の山間部と南予に分布している。現在、東予・中予の平野部では移入種であるチョウセンイタチが優占しており、徐々に南予に分布を広げつつあるとされる。

鳥類

県内で309種が確認されている。冬鳥106種、旅鳥62種、留鳥62種、夏鳥40種、迷鳥35種、漂鳥4種に区分できる。山野の鳥は158種、水辺の鳥は151種である。夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ピンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られる。シギ、チドリ、サギ、カモメ類などの水鳥は、加茂川や重信川などの河口の干潟に多く見られる。カモ類は干潟のほか、ダム湖やため池にも多く渡来する。タカ類・小鳥類の渡りの中継地としては、愛南町の高茂岬や佐田岬半島が重要な役割を果たしている。



ルリビタキ



メボソムシクイ



コマドリ

撮影者：秋山勤三 出典：愛媛県レッドデータブック

両生類・は虫類

両生類では、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ダルマガエル、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が生息している。

このうち、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオは、石鎚山に源を発する河川の標高800～1,700m付近に生息し、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルは、ほぼ全山地の林下に生息している。

は虫類では、イシガメ、クサガメ、タワヤモリ、ジムグリ、ヤマカガシ、マムシ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、シマヘビ、アオダイショウ等が生息している。

淡水魚類

本県では176種が記録されている。内訳は、一生を淡水域で過ごすもの52種、川と海を回遊するもの25種、感潮域に生息する、あるいは海域から河川へ侵入してくるもの99種である。分類群別で見るとハゼ科魚類が39種で最も多く、次いでコイ科の29種となる。瀬戸内海に流入する河川に比べて、宇和海に流入する河川では海域から侵入してくる魚の種類が多く、一生を河川で過ごす魚種が少ない。国内及び国外からの侵入種は34種にのぼり、特にオオクチバスとブルーギルは淡水域の緩流部に広く定着している。県のレッドデータブックには、絶

滅種（イトヨ）、絶滅危惧 及び 類、準絶滅危惧種として総計25種が掲載されており、このうちスナヤツメ（松山市指定）とオオウナギ（県指定）が天然記念物となっている。局所的な分布を示す魚種として、アブラボテ、スジシマドジョウ中型種が松山平野、ナガレホトケドジョウが東予地方の山間部だけに見られるほか、カジカ中卵型は肱川で絶滅し、安定した個体群は加茂川のみに見られる。

昆虫類

本県は、長い海岸線沿いに、トベラ、ウバメガシ、タブ等の暖帯性照葉樹林に恵まれ、ヒメハルゼミ、ヨツスジトラカミキリ等多くの暖帯系の昆虫が生息している。さらに、南予地方には、ウルシゴキブリ、オオシロアリ、マメクワガタ、カノアブ等亜熱帯系の種が分布の北限として生息している。

一方、本県は西日本最高峰の石鎚山系を擁することから、ウスバシロチョウ、ツマジロウラジャノメ、スジボソヤマキチョウ、エゾヨツメ、コトラガ、フジキオビ、キンスジコガネ、フタスジカタビロハナカミキリ、エゾハルゼミ、ソウウンアワフキ等北方系種の南限として残存している種も少なくない。これらの中には、近接する赤石山系、その他県内の標高の高い山地に点々と生息地があるものもある。

海産動物

瀬戸内海に生息する動物は、4,000種を超えるといわれている。しかし、護岸工事や埋め立てなどにより、河口域や海岸線は広い範囲で改変され、全国5位の長さを持つ海岸線も自然海岸は42%を占めるにすぎない。加えて、水質汚濁の影響もみられる。その結果、ベンケイガニ、アカテガニ、ハマグリ、イボキサゴなど本来普通に見られる種の生息個体数が減少している。一方、シオマネキ、ムツハアリアケガニ、ドロアワモチ、ミヤコドリをはじめとする全国的にも貴重な種の生息が、御荘湾をはじめとして重信川河口、加茂川河口など、県下で確認されている。

2 高山植物等の保護

山野の草木は、開発や人間生活の影響を受けて年々減少しており、また、ライフスタイルの変化などにより、自然とのふれあいを求める人々が増加したことによって、利用者の多い自然公園等の地域における植物の保護の重要性が高まってきた。

県では、県立自然公園特別地域内に生育する植物で、学術上貴重な種や景観構成上重要な役割を果たしている種等を、愛媛県立自然公園条例に基づき「高山植物その他これに類する植物」として指定（昭和57年6月）しており、積極的にその保護に努めているところである。指定植物は、環境省の国立・国定公園内高山植物等指定植物の選定範囲及び基準に準じて選定しており、いわゆる高山植物だけに限定せず、低地において乱獲等により絶滅のおそれのある種等についても指定の対象としたことが特徴となっている。

3 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風

景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金沙湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然とのふれあいの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12-1のとおりである。



石鎚国定公園

4 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりをもった地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、 笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12-2のとおりである。

5 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適當と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。また、愛媛県自然保護協会に委託して、各地区に自然海浜保全指導員を配置し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12-3のとおりである。

6 地形・地質

本県は、四国西部に位置し、南は四国山地を背にし、北は瀬戸内海、西は宇和海に面している。地形は、県東端の四国中央市から西端に突出する佐田岬半島まで、ほぼ東西に走る中央構造線によって南北に区分され、四国山地の北側（内帯）は平野も広がる比較的平坦な地形であり、南側（外帯）は四国山地を含む急峻な地形となっている。

また、県土の8割を山地が占め、県内河川のほとんどは短流かつ急流河川であり、出水時には鉄砲水の現象を呈することが多い。

地質は、東西にほぼ平行して縦走する中央構造線・構造線・仏像構造線で4つに分割され、北から領家帯、三波川帯、秩父帯、四十萬帯と呼ばれている。

これらの地質は、いずれもに富むな地質であるが、特に三波川帯では変性・圧碎の影響を受けて複雑な地形構造となり、本県の地すべり性崩壊の多発地帯となっている。

(1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、県内には5,877渓流あり、全国第9位にランクされている。そのうち南予地方の割合が53%と全県の半分以上を占めている。

図2-11-1 土石流危険渓流分布図（平成15年3月作成）



(2) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、農地・人家・建造物等に被害を及ぼすおそれのある地域が5ha以上の土地であり、中央構造線南側の三波川帯、御荷鉾構造線南側の秩父帯に多く分布している。

なお、所管別に見ると国土交通省506箇所、林野庁64箇所、農林水産省農村振興局所管571箇所、計1,141箇所となっている。

図2-11-2 地すべり危険箇所分布図（平成15年3月作成）



(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、県内には8,807箇所あり、全国第17位にランクされている。そのうち南予地方の割合が56%と全県の半分以上を占めている。

図2-11-3 急傾斜地崩壊危険箇所分布図（平成15年3月作成）



第2節 自然環境保全のための取組み

1 自然公園の管理

(1) 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国28の国立公園を7ブロックに編成する管理体制をとっている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、中国四国地方環境事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省は全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は平成17年度現在で52名となっている。

県においても、関係市町等の協力のもとに、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

(2) 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

平成13年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-11-2のとおりである。

なお、従来、機関委任事務として知事が処理してきた国立公園内における許可等の事務の一部については、地方分権の推進により、平成12年4月から、環境省で直接行うこととされ、本県では制度変更による影響を最小限とするため、法定受託事務として、引き続き知事権限で処理していたが、平成17年4月から環境省へ返還した。

表2-11-2 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

区分 年度 公園別	許 可					届 出					協 議				
	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
国 立 公 園	59	61	67	74	-	18	21	21	13	-	0	0	0	18	-
国 定 公 園	6	3	8	7	5	0	0	1	0	1	1	4	2	4	0
県立自然公園	27	14	31	24	13	4	6	7	3	1	7	4	6	3	3
計	92	78	106	105	22	22	27	29	16	2	8	8	8	25	3

(3) 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等70団体ほか個人6名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局 - 愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内の全て

の自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保护団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やゴミ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保护思想の普及・啓発に努めている。

なお、平成17年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表2-11-3のとおりである。

表2-11-3 平成17年度国立公園等清掃活動実施状況

公園名	実施場所	実施期間	延人員
瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区)	桜井、唐子浜、石風呂、沖浦、近見山、糸山、波止浜、小島、馬島、鷺ヶ頭山、台海岸、法王ヶ原、笠松山、積善山、九王海岸、塔の峰、火内鼻、鵜島、能島、開山、宝股山、観音崎、大三島橋架橋地点、北条鹿島、姫ヶ浜、大串、姫ヶ浜	平成17年7月1日 ～ 平成18年2月28日	622人
足摺宇和海国立公園 (宇和海地区)	西海鹿島、高茂岬、須ノ川、滑床、成川、篠山、沖の島、法華津崎	平成17年7月1日 ～ 平成18年2月28日	643人
石鎚国定公園	面河渓谷、土小屋、成就社、高瀑渓谷	平成17年7月1日 ～ 平成18年3月7日	219人
金砂湖県立自然公園	金砂湖遊歩道	平成17年7月24日 ～ 平成17年7月25日	16人
皿ヶ嶺連峰県立自然公園	大谷池、滑川渓谷、皿ヶ嶺キャンプ場	平成17年4月18日 ～ 平成18年3月7日	81人
四国カルスト県立自然公園	大川嶺、小田深山、五段高原、大野ヶ原	平成17年6月5日 ～ 平成18年3月7日	54人
肱川県立自然公園	鹿野川園地、丸山公園、鹿野川湖周辺	平成17年7月15日 ～ 平成18年1月6日	13人
野鳥の生息地	重信川河口	平成17年10月24日	20人

2 海中公園の保護

足摺宇和海国立公園海中公園地区はサンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表2-11-4のとおりである。

表2-11-4 シロレイシガイダマシ類駆除状況

(平成17年度)

実施期間	実施回数	ダイバー数	駆除数
平成17年10月4日～平成17年10月5日	4	23	8,326
平成17年10月6日～平成17年10月7日	4	22	5,863
平成17年10月12日～平成17年10月13日	3	19	6,562
計	11	64	20,751

年 度	12	13	14	15	16	17
実施回数	21	24	24	24	21	11
ダイバー数	129	132	132	132	122	64
駆除数	47,378	39,759	26,441	33,953	19,431	20,751

3 自然公園等の利用と施設整備

(1) 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間約480万人の利用をみている。

平成17年の自然公園利用状況は、表2-11-5のとおりである。

表2-11-5 平成17年自然公園利用状況

(単位：千人)

公 園 名	瀬戸内海	足 摺 宇 和 海	石 鎌	肱川県立	金 砂 湖 県 立
利 用 人 員	2,378	521	521	109	55
奥道後 玉川県立	四国カル スト県立	篠山県立	佐田岬半島 宇和海県立	皿ヶ嶺 連峰県立	
543	398	10	68	191	

(2) 施設の整備

自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然とのふれあいができるよう国の助成を受けて、休憩所、便所、歩道、標識などを毎年計画的に整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

平成17年度の整備状況は、表2-11-6のとおりである。

表2-11-6 平成17年度整備状況

自然公園名	施設名	場所	事業区分	規模構造
瀬戸内海 国 立 公 園	鳴鶴山園地	今治市	国 補	駐車場（透水性アスファルト舗装）1,733m ² 園路（透水性アスファルト舗装・インターロッキングブロック舗装）一式 パーゴラ 1基 ベンチ 4基 総合案内板 1基 時計塔 1基 屋外灯 8基
足摺宇和海 国 立 公 園	成川渓谷野営場	鬼北町	"	公衆便所 2棟 炊事棟 2棟 給排水設備一式

			園路（丸太階段・自然石階段・石舗装）一 式 テントデッキ 10基
--	--	--	--

長距離自然歩道（四国自然歩道「四国のみち」）

優れた自然や温かい心とのふれあいの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化などにふれながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備したもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋などの施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち本県分は愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線27コースと四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.5kmである（資料編12 - 5 参照）。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成18年3月31日現在34人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

国民休暇村事業

国民の保健休養に資するため、国立公園や国定公園の大自然の中に、宿舎を中心として海水浴場、キャンプ場、園地など種々の施設を総合的に整備する国民休暇村事業については、本県では、瀬戸内海国立公園桜井地区に海浜保養地として「休暇村瀬戸内東予」が設置され、昭和39年から国（環境省）、県、休暇村協会が一体となって、公営施設の整備を進めている。

4 自然環境に関する調査

自然環境の現況を的確に把握し、適切な保全対策を推進していくため、県では各種の調査を行っている。

（1）愛媛県レッドデータブックの作成

平成11年度から4箇年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成15年3月に、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック（愛媛県RDB）」を作成するとともに、その内容を一般に広く普及するために、掲載内容を県民が利用しやすいよう検索機能を持たせ、県ホームページに公開している。

このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくための基礎資料となるものである。

調査対象分類群別の目録種数・レッドラリスト掲載種例等数は、表2-11-7のとおりである。

表2-11-7 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録種数	レッドリスト(暫定版)対象種	
				種数	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類	種49	種(%) 20(41)	ニホンカワウソ、ツキノワグマ、ホンドモモンガ、ヤマネ、クホホバゲコウモリ
	鳥類	鳥類	309	67(22)	ケマタカ、オオタカ、ヤイロチヨウ
	は虫類 両生類	陸産は虫類	16	8(50)	シガメ、ヒバカリ
		両生類	18	10(56)	カスミサンショウウオ、ダルマガエル、ブチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	177	41(23)	スナヤツメ、イシドリ、ヨウ
	昆蟲類	昆蟲類	*400	151(*38)	コバヌアオイトトンボ、ゲンゴロウ
		クモガタ類	397	6(2)	キシノウエトタケモネ、ゴホントゲザトウムシ
		多足類	108	2(2)	トリテヤステ、イシオビヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	213	45(21)	ニッポンノフエガイ、シコクタケノコギセル
		淡水産甲殻類	11	3(27)	トゲナシヌマエビ、ミナミヌマエビ
植物	海産動物	海産哺乳類	1	1(100)	スナメリ
		海産は虫類	1	1(100)	アカウミガメ
		海産貝類	1,920	27(1)	カグチツボ、イヨウシラトリ
		海産甲殻類	117	15(13)	カットガニ、ハクセンシオマネキ、アカガニ
		その他海産動物	92	4(4)	ゴゴシマユムシ、ナメクジウオ
	[動物計]		*3,829	401(*10)	
	高等植物	維管束以上	3,770	826(22)	ヒモラン、タキミシダ、トキワバイカツヅリ、キリシマミズキ、エビメアヤメ、シバナ、キヨウ
		蘚苔類	624	59(9)	ケマゴケ、カビゴケ
植物	高等菌類	高等菌類	913	56(6)	アツタケ、チョレイマイタケ、ブクリョウ(マツホト), アカイタケ、ショウロ、カクカ、マツタケ、ナメコ、ハタケチャダ、イロタケ
	計	18分類群	*9,136	1,342(*15)	

注 昆虫類の目録種数400種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると昆虫類全体で記録のある種は最低でも8,000種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

(2) 自然環境保全基礎調査

我が国の自然環境の現況を把握するために、自然環境保全法に基づいて、環境省が都道府県等に委託しておおむね5年ごとに実施するもので、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれている。第1回は、昭和48年度に、第2回は53年度から54年度、第3回は58年度から62年度、第4回は63年度から平成4年度、第5回は5年度から10年度、第6回は11年度から16年度まで実施され、平成17年度からは第7回の自然環境保全基礎調査が行われている。

一方、第4回までの自然環境保全基礎調査(動植物分布調査)から移行した種の多様性調査については、平成6年度から動植物全般について文献、標本を中心に、その存在基盤が脆弱で減少傾向にある種について現地調査によりデータの収集を行った。

平成12年度から14年度には、クマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布調査、16年度には、海産動物を中心とした御荘湾の総合生物調査を実施するなど、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行っている。

(3) えひめ自然百選の選定

自然に対する愛着と保護意識の高揚を図ることを目的として、本県にある貴重な自然環境や特異な自然現象等のうち各市町村や自然保護指導員、自然公園指導員等から推薦を受けた候補の中から「えひめ自然百選選定委員会」において100地点を平成2年度に選定した（資料編12-4参照）。

5 野生動植物の保護対策事業

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなつた絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題である。

このため、平成15年度から2箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「野生動植物の保護に関する基本指針」を策定した。

平成17年度からは、この基本指針に基づく生物多様性の保全策の総合的な検討を行っている。

平成17年度の委員会開催状況

- ・ 開催回数 2回（9月5日、2月17日）
- ・ 検討事項 野生動植物の保護条例について ほか

6 自然生態系に配慮した公共事業の推進

中山間地域総合整備事業で実施中の農村公園における取り組み

中山間地域総合整備事業「佐田岬半島西」地区では、汽水池である伊方町亀ヶ池の特色を生かして活性化の核施設として、生態系の保全・再生と都市との交流を目的とした農村公園を整備中である。その中で愛媛県RDBに掲載されている「コバノウシノシッペイ」（絶滅危惧類）やシソ科多年草の「シロネ」（準絶滅危惧種）を代表とする亀ヶ池の生態環境を保全活用するビオトープの整備を進めている。保全整備にあたっては、現況調査の段階から学識経験者や地元環境保護団体、地元住民、行政等で構成する環境対策委員会を設立し協議・検討を行った。

工事前には関係機関が連携し、地元小学生も参加して「シロネ」等の亀ヶ池に生育していた植物を一時避難させ、工事終了後には整備されたビオトープに移植して、従来の生態系の保全を図っている。また、移植時に小学校で保管・栽培していたイネ科多年草の「コバノウシノシッペイ」（絶滅危惧類）も本ビオトープに移植している。

希少種の再生・保護と地域の環境教育の拠点となる生態系保全型農村公園として、地域住民から大いに期待されているところである。



一時避難の作業を行う地元小学生



シロネの移植状況

7 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在である。

本県は豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類309種、獣類49種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、また県獣には、国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。なお、絶滅が危惧されているニホンカワウソは、近年確認されてはいないが、南予地方に生息している可能性もある。

(1) 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成14年3月に作成した第9次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県下全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理によりその生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定した。

同計画においては、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：平成16年4月1日～19年3月31日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：平成14年度の捕獲数の1.2倍である年間10,000頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：獵期を11月15日から3月15日まで（現行2月15日まで）1箇月延長鳥獣保護区の指定等

平成17年度においては、鳥獣保護区を1箇所新規指定、6箇所期間更新した。

平成18年3月末現在、鳥獣保護区60箇所（うち国指定1）、特別保護地区12箇所（同1）を指定している（表2-11-8）。

表2-11-8 既設鳥獣保護区指定等状況 （平成18年3月31日現在）

設 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区	
	箇 所 数	面 積(ha)	箇 所 数	面 積(ha)
大 規 模 生 息 地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)
森 林 鳥 獣 生 息 地	34	16,841	10	1,301
集 団 渡 来 地	6	40,145	1	74
身 近 な 鳥 獣 生 息 地	19	751		
計	60 (1)	67,239 (9,502)	12 (1)	2,177 (802)

注（ ）内は、国指定で内数

鳥獣保護員の配置

平成18年度においては、鳥獣保護区及び休獵区等を管理する鳥獣保護員を県内に52名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成17年度における捕獲の状況は、表2-11-9のとおりである。

表2-11-9 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獸 類	
種 别	数 量	種 別	数 量
カ ラ ス 類	4,910(羽)	ノ ウ サ ギ	100(羽)
ヒ ヨ ド リ	252	イ ノ シ シ	2,862(頭)
ス ズ メ 類	266	シ カ	503
ド バ ト	310	サ ル	80
ゴ イ サ ギ	17	タ ヌ キ	8
そ の 他	213	そ の 他	7
計	5,968	計	3,560

ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成18年1月7日～10日に県下で実施したガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-11-10のとおりである。

表2-11-10 生息調査結果

調査箇所	調査面積(ha)	個体数(羽)	
307	22,507.4	ガン・ハクチョウ類	0
		カモ類	23,682
		計	23,682

(2) 適正な狩猟の推進

現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第9次鳥獣保護事業計画に基づいて、休猟区及び銃猟禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成17年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-11-11及び表2-11-12のとおりである。

表2-11-11 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種別	法第49条第1号該当者			その他の者			合格者
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
網・わな猟	38	38	35	135	133	111	146
第一種銃猟	8	8	8	54	52	37	45
第二種銃猟				8	8	6	6
計	46	46	43	197	193	154	197

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「網・わな猟」はわな、網、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃をいう。

表2-11-12 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網・わな	645	11	656
第一種銃猟	3,125	108	3,233
第二種銃猟	126	1	127
計	3,896	120	4,016

休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第9次鳥獣保護事業計画に基づき、平成17年度に23箇所、延べ37,498haの休猟区を指定するとともに、平成14年度に指定した22箇所31,918haを期間(3

年間)満了に伴い開放した。この結果、平成17年度末現在の県内の休猟区は全体で76箇所、総面積は124,817haとなった(表2-11-13)。

表2-11-13 休猟区指定状況

設定年度	箇 所 数	面 積 (ha)	設 定 期 間
15	28	46,634	平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
16	25	40,685	平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
17	23	37,498	平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
計	76	124,817	

銃猟禁止区域の指定

銃による危険を防止するため、第9次鳥獣保護事業計画に基づき平成17年度に9箇所、1,589haの銃猟禁止区域を指定した。この結果、平成17年度末の銃猟禁止区域は全体で65箇所、総面積は8,848.95haとなった。

指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、キジを養殖し、新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成17年度には、社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ4,400羽を養殖し、放鳥した。

狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中(毎年11月15日から翌年2月15日まで)に限り行えることとなっており、県では年3回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

8 新たな森林管理推進事業

(1) 背景

本県の県土面積の7割を占める森林には、木材などの林産物を供給するばかりでなく、「緑のダム」として水資源を貯えたり、山崩れなどの山地災害を防止するなど、さまざまな働きがある。

しかしながら、今日、山村では木材価格の低迷による採算性の悪化と、過疎化や高齢化の進行などから林業生産活動が停滞し、成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキの人工林では、間伐などの必要な手入れがなされることなく放置される森林(写真1、写真2)が増加しており、森林の持つ優れた諸機能の低下が危惧されている。

このため、適正な間伐を行い、森林の持つ諸機能の低下を防ぐとともに、それを維持することが必要となっている。

(写真1)



林内は真っ暗で、植栽木は不健全であり枯死が見られる。

(写真2)



林床には植生がなく、地表を流れ下る雨水により表土が流失している。

(2) 県における取組み

森林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を高度かつ持続的に発揮させることを目的に、県では、平成12年度に「愛媛放置森林管理システム検討委員会」を設置し、放置森林の整備目標（写真3、4）や管理手法について検討を行い、平成13年度に検討結果の普及と理解の醸成を図るための説明会を開催し、森林所有者を対象に管理委託の意向調査を行い、執行体制を整備するなど新たな森林管理システムの構築を図った。

(写真3)



強度な間伐等の実施により、5～10年後には広葉樹をはじめとする様々な植生がみられる。

(写真4)



約50年後を目指し、上層の針葉樹大径木と下層の広葉樹群から成る「えひめの森林」を実現。

(3) 森林整備等の実施

平成14年度からは、公的管理組織の(財)愛媛の森林基金が事業主体となり、県・市町(村)・森林組合等関係機関の協力を得て、造林補助金、県・市町(村)負担金、県民・企業等からの賛助会費、県公営企業管理局助成金、(財)市町振興協会補助金を財源に、公的管理による放置森林の整備等を実施している。

（森林基金事業名：森林適正管理事業）

事業の実施状況

スギ・ヒノキ等針葉樹人工林221千haの内、16～45年生の間伐が必要にもかかわらず放置状態にある42千haの水土保全林において、低下しつつある水土保全（水源かん養、山地災害防止）等公益的機能の回復とその持続的な発揮を目的として、強度な間伐と天然力又は植栽により広葉樹の導入を図り、長伐期の針広混交複層林を造成・整備する。

実施面積（間伐）

全体計画	施業実施面積				
	H14～H23	H14	H15	H16	H17
48,000 ha	361.48 ha	542.87 ha	504.58 ha	487.78 ha	1,896.13 ha



【暗い林内】

適切な間伐が実施されていないため、林内に光が差し込まず真っ暗なスギ・ヒノキ林。植栽木は、か細く地表面に植生がみられない。



【間伐後明るくなった林内】

間伐をしたことにより、林内が明るくなります。



【間伐実施一年後の林内】

間伐を実施して一夏を越えた林内では、適度の光が林内に差し込み、地表面に下草が生えてきた。

9 森林ボランティア促進対策事業

(1) 県における取組み

「ボランティアの森」の整備

ボランティア活動の拠点となる森づくりを行い、ボランティア活動を通じた森林環境教育により、ボランティア参加者の拡大と組織化を図るためのモデル事業を平成13年度から実施し、「ボランティアの森」を県下5カ所に整備した。平成13年度は川内町塩ヶ森に2.5ha、平成14年度は宇和島市野川黒岩山公園に1.4ha、平成15年度は野村町深山に2.0ha、平成16年度は今治市（旧玉川町）鈍川に2.0ha、平成17年度は西条市に1.5haを整備した。



「ボランティアの森整備事業」（西条市小松）

ボランティア活動器具の整備

県民が手軽にボランティア活動に参加できるように、貸し出し用器具を購入し、平成17年度までに、県下5地方局毎に1ヶ所ずつの配備を行った。現在、えひめ森林公園事務所、宇和島地方局、西予森林林業振興班、今治地方局、西条地方局に植栽、下刈、除間伐、枝打ち等の林業作業に必要な道具を備えている。

青年森林保全隊活動推進事業

平成15年度から17年度までの3ヶ年で、次代の森林や環境を支えることが期待される高校生を対象として、「森林とふれあう高校生の集い」を4泊5日で実施した。平成17年度は32名の参加があり、間伐などの体験活動や森林とふれあいながら森林の機能を学ぶオリエンテーリングなどを行った。



「森林とふれあう高校生の集い」

えひめ森の案内人養成研修

森の案内や野外活動の指導を通じて、森林に関する様々な知識や技術のPRを行う「えひめ森の案内人」を平成14年度から平成18年度の5ヶ年で100人養成する。平成17年度までの4年間で78人が研修を修了し、「えひめ森の案内人会」を結成している。

(2) ボランティア団体の概要

平成13年10月21日に設立された「えひめ森林ボランティア連絡協議会」（会長：鶴見武道（愛媛大学助教授））は、平成18年6月現在、参加20団体、会員2,458名を擁するまでに成長した（表2-11-15参照）。

表2-11-14 森林ボランティア団体状況

（平成18年6月調査）

団体名	所在地	活動内容	会員(名)
今治地方「水と緑の懇話会」	今治市	木製名札づくり、枝打ち	265
地域づくり研究会「源流」	今治市	植栽、炭焼き	30
木っと根っとワーク	松山市	下刈り、伐竹、広葉樹植栽	504
石鎚水源の森くらぶ（新居浜支部）	新居浜市		
石鎚水源の森くらぶ（四国中央支部）	四国中央市	植栽、下刈り、竹林整備、炭焼き等	269
石鎚水源の森くらぶ（西条支部）	西条市		
ボランティアの森委員会	四国中央市	下刈り	470
えひめ千年の森をつくる会	東温市	地拵え、植栽、下刈り、間伐、竹林整備等	216
滑床千年の森をつくる会	宇和島市	植栽、下刈り、間伐等	83
丹高千年の森をつくる会	西条市	間伐等	8
NTTドコモ四国愛媛支店（伊予星流の森）	松山市	下刈り、間伐等	70
夢遊友うずい	新居浜市	植栽、下刈り、炭焼き、しいたけ栽培等	43

ボランティア「やろうぜ」	伊予市	植栽、下刈り、炭焼き、野鳥観察等	18
「進める会」南宇和福祉サイクル活動 あまなつプロジェクト	愛南町	竹林整備、炭焼き	230
石畳炭焼き学校	内子町	炭焼き	10
久米森と炭焼きの会	松山市	植栽、間伐、竹林整備、炭焼き等	14
水源の森くらぶ	西予市	植栽、下刈り、作業路整備	29
久米里山づくり委員会	松山市	炭焼き、植栽等	80
竹林をよくする会	西条市	竹林整備、間伐等	59
えひめ森の案内人会	松山市	竹細工、樹木ウォッキング等	60
20団体			2,458

10 森林環境保全基金事業

(1) 県における取組み

これまで森林は、主に林業者や国、地方公共団体によって、造成・維持・管理が行われてきたが、県民や社会からの多様な要請や期待が高まりつつあり、これまでの体制や方法では、県民のニーズに応えることができなくなってきた。

そこで、これまで県が進めてきた「森林そ生」対策をさらに一步進めるために森林環境税を導入して、税負担による県民の直接参加をお願いし、これを前提として、県民参加による森林環境の保全と森林と共生する文化の創造を推進することとした。

(2) 森林環境税を活用した施策について

森林環境税活用した施策では、河川の源流域に水源のシンボルとなる源流の森や集落周辺の防災機能を高める森林整備あるいは木材の利用促進を一層進める公共的な施設の木造化や内装の木質化、さらには森林ボランティアなど県民が森づくりを行う拠点フィールドの設置、そして、県民自らが企画、立案、実行する森林づくり活動に対し支援する公募事業などを実施している。

源流の森整備保全事業
(イメージする源流の森)



木の香る環境づくり促進事業
(内装木質化)



集落防災緊急森林整備事業



木に親しむ学び舎づくり促進事業
(木の机・椅子の導入)



県民と森との交流促進事業
(愛媛県森の交流センター設置)



県民参加の森設置・提供事業
(拠点フィールド管理道開設)



県立学校校舎整備事業
(普通教室)



(県民参加の森林づくり普及啓発用マーク)



E ~もりくん

公募事業

大区分	小区分	県選定事業費等		
		件数	事業費	補助金額
森をつくる	間伐	4	1,662,620	1,661,000
	竹林整備	5	2,300,000	2,250,000
	植樹	9	6,392,525	5,446,000
	環境整備	9	4,800,000	4,650,000
	計	27	15,155,145	14,007,000
木をつかう	木工教室	3	1,300,000	1,300,000
	ベンチづくり	1	500,000	500,000
	ドームづくり	1	420,113	420,000
	計	5	2,220,113	2,220,000
森とくらす	森林体験	3	1,321,500	1,216,000
	炭焼き	2	700,000	700,000
	森林教育	3	1,338,000	1,338,000
	環境整備	2	1,000,000	1,000,000
	計	10	4,359,500	4,254,000
		42	21,734,758	20,481,000

11 えひめ漁民の森づくり活動推進事業

県では、豊かな漁場環境づくりの一環として、漁業者自らが水の源である森林の恩恵を認識し、実践する「漁民の森づくり」活動を推進している。平成14年度から森づくり活動をスタートし、植樹した翌年には、植樹後の管理ノウハウを学ぶ講習会や実習を行い、漁業関係者の育林ボランティアリーダーの育成を図っている。

表2 - 11 - 15 えひめ漁民の森づくり活動実施状況

年度	場 所	近隣河川	面積	参加人数	参 加 者
14	東温市旧重信町上林	重信川	0.5ha	155名	漁協女性部、青年部、地元森林組合、愛媛県、他漁業関係者
15	愛南町旧一本松町中川	惣川支流赤木川	0.6ha	180名	
16	今治市旧玉川町龍岡	蒼社川	0.6ha	150名	
17	大洲市旧長浜町下須戒	肱川	0.5ha	130名	



漁民の森づくり活動